

## 欧州視察報告＜ 10 ＞

視 察 項 目	福祉施策
視 察 日 時	2016年11月11日（金） 午前10時10分～10時40分
視 察 先 名	ブロストロムガーデン・ショートステイホーム
説 明 者	所長 アネッテ・ヘルマン氏
担 当	松井 孝至

### 【はじめに】

この視察では、重度の知的障害者を対象とする、ブロストロムガーデン・ショートステイホームの施設について説明を受けるとともに、川崎市における障害者福祉施策に対する課題等について考察を行うために、視察を実施した。

### 【ブロストロムガーデン・ショートステイホームの概要】

ブロストロムガーデン・ショートステイホームは、市営のショートステイホームであり、3～20歳の重度の知的障害者を対象とした施設である。

この施設は、親と離れて過ごしたり、また親と一緒にレクリエーションを行ったり、環境を変えて活動する施設である。また、治療が必要な子どもには医療的なケアも行う。



ブロストロムガーデン・ショートステイホームの外形

## 【主な調査内容】

今回の視察では、所長のアネッテ・ヘルマン氏より、施設を見学しながら説明受け、随時質疑を行い、スウェーデンにおけるショートステイホーム実態について理解を深めた。さらに、川崎市の現状を踏まえ、川崎市で取り入れることが可能な施策について調査を行った。



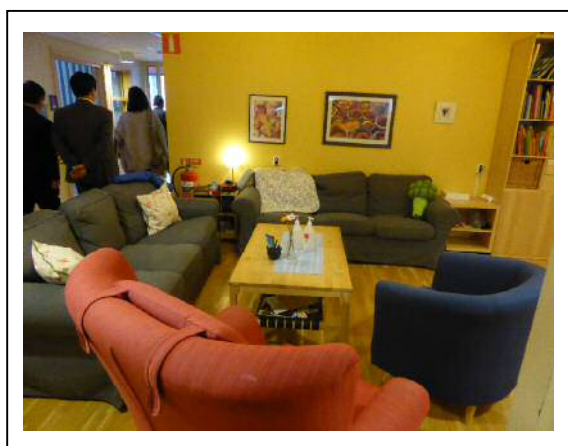
視察団に説明するアネッテ・ヘルマン氏



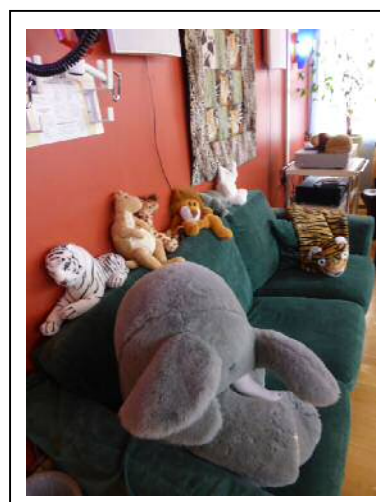
説明を受ける視察団

## 【ブロストロムゴーデン・ショートステイホームの設備について】

ブロストロムゴーデン・ショートステイホームは、3～20歳の重度の知的障害者を対象とした施設であり、また保育園も併設されている。このため、ショートステイに来ている子どもがこの保育園で遊ぶこともある。



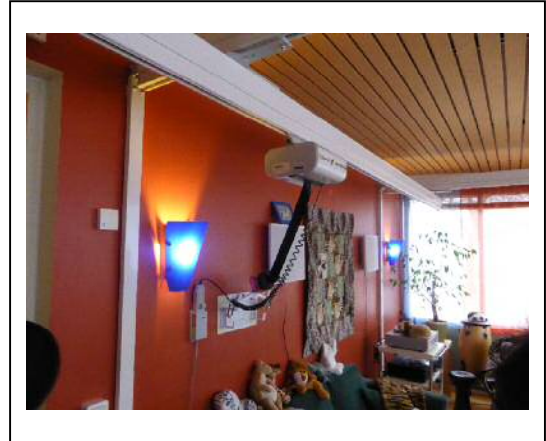
リビングルーム



レクリエーションルーム①



レクリエーションルーム②



オーバーヘッドリフト



居室



バスルームに直結する居室



厨房



温水プール

## 【質疑・応答】

Q 1 : 宿泊することはあるのか伺いたい。

A 1 : 個人個人の差はあるが、宿泊することは可能である。

Q 2 : 医療従事者はいるのか伺いたい。

A 2 : 看護師は2名いる。医師は、ヨーテボリと別の地区の医者  
と協力して対応している。

基本的には、ここにいる子どもたちは、特別な医療行為は  
必要としていない。食事を与えたり、介護レベルのことは  
行うが、注射を打ったりする重度の子どもたちはいない。

また、胃瘻をしている子どもたちのケアもできる。ライセ  
ンスはいらぬが、ナースからの指示書が必要である。

Q 3 : この施設はどれくらいの期間使えるのか伺いたい。

A 3 : 1年間の内で最大6ヶ月使うことができる。それを超える  
ときは、ここから移ることが必要である。

Q 4 : 事前予約が必要か伺いたい。

A 4 : 3～4ヶ月前には予約する必要がある。入所者と職員の人  
数が決められているため、突然の利用は厳しい。

Q 5 : ヨーテボリにはこのような施設はいくつあるのか伺いたい。

A 5 : ヨーテボリには、6施設ある。

Q 6 : ここの施設で受入れが不可能な場合、他の施設で対応可能  
か伺いたい。

A 6 : この施設には重度の知的障害者の方々が来ているので、他  
の施設での対応は難しい。

Q 7 : 何床あるのか伺いたい。

A 7 : 6床ある。

Q 8 : 入居待ちの人がいるのか伺いたい。

A 8 : 家庭の方でアシストを受ける権利があるので、必ずしも全員がこの施設を使う必要はない。

## 【総括】

スウェーデンにおいては、家庭でアシストを受ける権利があるため、必ずしも全員がこのような施設を使う必要はなく、入居待ちもない。しかし、利用が土日、週末に集中するという課題がある。また利用の予約も3～4ヶ月前までにする必要があり、突発的に利用することができない。あらかじめ長期の利用計画を立ておく必要がある。

一方、川崎市では、核家族化や障害のある方及びその家族の高齢化が進むことで、家族の介護負担が大きくなっており、障害のある方が在宅生活を続けるために本人・家族支援としての短期入所が必要となっている。また、実際に、市内の福祉型短期入所の稼働率は非常に高く、特に土日祝日の稼働率は概ね90%を超えており、希望に沿った利用が難しい状況になっている。さらに、今後、本人及び家族の高齢化と相まって、短期入所の利用ニーズは増加していくとともに、受け入れ枠の拡充が求められていくことになるが、国の「施設から地域生活へ」との方針により入所施設の整備が難しいことから、入所施設に併設する短期入所の整備が困難な状況になってきている。

このような現状から川崎市では、第2期障害者通所事業所整備計画（平成28年度～平成35年度）を策定し、今後増加するニーズを踏まえ、50～60床程度を整備するとともに、新たに南部地域に整備を計画する入所施設に併設して20床程度の定員を確保することとした。また、比較的手厚い夜間体制の入所施設併設型短期入所では、主に支援度の高いニーズに、通所施設併設型短期入所では主にそれ以外のニーズに対応し、さらに、医療型短期入所と合わせて、障害の程度や医療依存度

に応じた役割分担のもと、適時適切な支援を提供できる体制を整えていくことになっている。

しかし、前述のとおり、家族の高齢化が進む中では、施設整備も必要ではあるが、川崎市としてもスウェーデンで行っているような、家庭でアシストするような制度の構築が必要であることを実感する視察であった。



リビングルームで所長とともに